

豊見城市水道事業窓口等業務委託 (公募型プロポーザル実施要領)

1 趣旨

この要領は、豊見城市水道事業が委託する「豊見城市水道事業窓口等業務委託」の受託者を特定するにあたって、実施するプロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）及びこれに係る委託契約に必要な手続きを定めるものとする。

2 業務名称

豊見城市水道事業窓口等業務委託

3 業務内容

「豊見城市水道事業窓口等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

4 業務履行期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで（5 年間）

5 業務履行場所

豊見城市宜保一丁目 1 番地 1 豊見城市役所 3 階 上下水道部総務課内（検針業務等現地で行う業務を除く）

6 提案上限価格

2 6 2, 2 3 6 千円（消費税及び地方消費税を含む）

7 応募資格

応募資格を有するものは、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当していないこと。
- (2) 単独の法人又は複数の法人による連合体（以下「連合体」という。）であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続き開始申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない等、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

※プロポーザルの参加を単独で申し込んだ事業者が、別の連合体の構成員となることや、一つの事業者が複数の連合体において構成員として参加申込をすることはできない。

8 参加申込みについて

(1) プロポーザル参加申込の提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次により参加申込書一式を提出すること。なお、参加申込書、公募に関する様式等については、豊見城市ホームページよりダウンロードのうえ、取得すること。

- ① プロポーザル参加申込書（様式第1号）
- ② 会社概要書
- ③ 定款の写し
- ④ 法人登録簿又は商業登記簿謄本（直近3ヶ月以内のもの）
- ⑤ 経営比率計算書
- ⑥ 直近3年分の決算書（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）
- ⑦ 事業報告書
- ⑧ 納税証明書（法人及びその代表者）
- ⑨ 直近の法人税申告書別表第一の写し
- ⑩ 個人情報に関する自社規程の写し又はプライバシーマーク等の登録証の写し
- ⑪ 豊見城市水道事業業務委託連合体協定書
- ⑫ 提案見積書（詳細記載）（消費税及び地方消費税込で記載すること）
 - ・業務履行期間（5年間）に要する経費の総額
 - ・業務履行期間のうち1年間に要する経費
- ⑬ 提案見積金額積算内訳書（消費税及び地方消費税込で記載すること）
- ⑭ 積算根拠
- ⑮ 業務提案書（正本（様式第2号）、副本（様式第3号））
 - ・提案する業務の特徴（仕様書第2章1から8の項目に則すること）
 - ・実施スケジュールについて
 - ・実施体制
 - ・その他（アピールしたいこと） 等
- ⑯ 類似業務受託実績表（様式第4号）
- ⑰ 前号の実績を証明する契約書の写し
- ⑱ 従事者配置予定表（様式第5号）

※上記書類のうち①～⑭は各1部提出すること。⑮～⑱については、正本1部と併せて副本6部提出すること。

※連合体は、②～⑩を、全ての構成員について提出すること。

※⑪は、連合体で申し込む場合のみ提出すること。

(2) 業務提案書等の提出先

豊見城市 上下水道部 総務課

沖縄県豊見城市宜保一丁目1番地1 豊見城市役所3階

(3) 業務提案書等の提出期限

令和5年1月17日(火) 午後5時まで

- ① 持参のみとする。(郵便及び電子メール等による提出は不可)
- ② 期限までに全ての必要書類の提出がないものは、受付不可とする。

9 質問事項及び回答について

(1) 質問提出方法

本プロポーザルに関する質問については、質問内容を簡潔にまとめ、質問書に記入のうえ、下記までFAX又は電子メールで提出すること。

① 提出先

豊見城市上下水道部総務課

E-mail アドレス：sui-soumu@city.tomigusuku.lg.jp

TEL：098-850-1516 FAX：098-850-2670

※電話にて着信の確認を行うこと。

② 提出件名

電子メールの件名は「豊見城市水道事業窓口等業務委託質問」とすること。

(2) 質問受付期限

応募開始の日から令和5年1月10日(火) 午後5時まで

(3) 質問に対する回答

回答については、質問者匿名にて豊見城市ホームページ上に掲載する。

10 委託業者選定までの流れ

(1) 業務提案書等提出期限 令和5年1月17日(火) 午後5時まで

(2) 一次審査(書類審査) 令和5年1月19日(木)

(3) 一次審査通過者へプレゼンテーション日程通知
令和5年1月20日(金)

(4) プレゼンテーション(提案書説明)
令和5年1月26日(木)

(5) 選定結果通知(合格者のみ連絡)
令和5年1月30日(月)

※諸事情により変更となる場合は、豊見城市ホームページ又は電子メール等で連絡するものとする。

11 プレゼンテーション(提案書説明)について

(1) 開催日時

令和5年1月26日(木)

なお、それぞれの企画提案者に対し、開始時間は別途連絡する。

- (2) 開催場所
豊見城市役所 3 階 第 3 会議室
- (3) 割合時間
企画提案者による説明 30 分以内、審査員からの質疑 10 分以内とする（詳細は当日説明）。
- (4) 出席人数
参加できる人数は 3 名までとする。
- (5) 留意事項
プレゼンテーションの内容は提出された提案書に基づくものとし、当日の内容変更は認めない。（※パソコン等が必要な場合は参加事業者で用意すること。）

12 委託業者選定について

- (1) 選定委員会の委託業者選定方法
 - ① 企画提案選定にあたり、豊見城市水道事業窓口等業務委託候補事業者選定審査委員会設置要領に基づき、「選定委員会」を設置する。
 - ② 応募者多数の場合は、令和 5 年 1 月 19 日（木）に上下水道部総務課による一次審査（書類審査）を行い、プレゼンテーション（提案書説明）を行う業者を 3 社まで選定する。一次審査通過者へは、令和 5 年 1 月 20 日（金）に開催日程を通知する。
 - ③ 令和 5 年 1 月 26 日（木）にプレゼンテーション（提案書説明）を実施後、業務提案書の内容や経費積算見積書等について選定委員会において審査し、最も優れた提案者 1 社を決定する。
 - ④ 選定結果は企画提案者（プロポーザル参加事業者）へ文書にて通知する。
 - ⑤ 採否について異議申し立て等は一切受け付けない。
 - (2) 審査基準（主な項目）
 - ① 一次審査（書類審査）
見積書、業務履歴及び実施体制について、審査を行う。
 - ② プレゼンテーション（提案書説明）審査
 - ・会社概要等に関する項目
 - ・提案見積金額等に関する項目
 - ・経営方針に関する項目
 - ・業務体制に関する項目
 - ・業務履行方法に関する項目
 - ・個人情報保護に関する項目
 - ・緊急対応に関する項目
 - ・その他提案に関する項目
- ※以上の各項目の評価内容に基づき、各審査委員の採点数の合計を算出する。

13 提案辞退について

提案を辞退する場合は、次により提出すること。

(1) 提出書類

プロポーザル辞退届出書

(2) 提出方法

持参又は郵送（※郵送の場合は、令和5年1月25日（水）必着）

14 その他留意事項

(1) 業務提案書等の作成に要する経費、ヒアリングに参加する経費等については、参加者の負担とする。

(2) 提出書類等は返却しないものとする。

(3) 委託先選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。

(4) 採用された業務提案書等については、実施段階において予算や諸事情を勘案し、協議により変更することがある。